# 令和８年度７月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年　７月２１日（火）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１３名（欠席０名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １　沖田　　浩 | ２　植田　眞二 | ３　藤井　晴之 | ４　椿　　徹 |
| ５　種　　克也 | ６　荒木　晃夫 | ７　片岡　里美 | ８　服部　信彦 |
| ９　大石　幹夫 | 10　三上　孝行 | 11　寺田　博樹 | 12　松﨑　寿昌 |
| 13　柘植　　勲 | | | |

出席推進委員　４名（欠席１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ８　東　　廣司 | ９　冨永　有作 | 13　沖　　征和 |
| 16　和田　清文 | | | |

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 報告第１号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 報告第２号　公共転用に関する届の受理について
- 報告第３号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

| | |
|---|---|
| 議　長 | ただいまから、今年度4回の邑南町農業委員会総会を開催いたします。まず、最初に会長挨拶ということですが。先月29日に、松江の方で農業会議主催の市町村の農業委員会の会長会議がありまして。私と、事務局の森田さんと一緒に出席をして参りました。通常総会ということで、××の審議がされまして。あと、最後に役員の改選がありました。今まで、市町村農業会議の会長を松江の三島会長が、とされておりましたが。××ことをされておりました。このたび勇退ということで、新たに、5月の農業委員会の会長を佐々木さんが会長に就任されました。ここで報告を申し上げます。あと他は、梅雨明けから、毎日のように、今日も一番暑いじゃないかと思うぐらいの天候が続いておりますが。今日も皆さんも水分補給と、それから体を休めるなり、熱中症の対策をよろしくお願いいたします。では、座らせていただきます。<br>2番の議事録署名委員の指名ですが。9番の大石委員さん。それから、10番の三上委員さん、よろしくお願いいたします。今日は議案なので、3番の議題の方に入っていきたいと思います。今日は、議案第1号から3号まで。それから、報告の第1号から第3号まで上程されております。<br>では、議案第1号、3条の規定による許可申請について、事務局の方から説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | はい。すいません。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。今月は2件です。<br>申請番号083−13。農地の所在は高見××−×。登記地目が田。面積が337㎡。同じく、高見××−×。登記地目が田。面積が272㎡。同じく、高見××−×。登記地目が田。面積が192㎡。同じく、高見××−×。登記地目が田。面積が204㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。<br>続きまして、申請番号083−14。農地の所在は中野××−×。登記地目が田。面積が1256㎡。同じく、中野××。登記地目が畑。面積が531㎡。同じく、中野××−×。登記地目が田。面積が1126㎡。同じく、中野××−×。登記地目が田。面積が24㎡。同じく、中野××−×。登記地目が田。面積が2537㎡。同じく、中野××−×。登記地目が田。面積が29㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。以上2件です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。では、083−13の議案につきまして、担当委員の椿委員さん。ご説明の方よろしくお願いします。 |
| 4　番 | はい。申請番号083−13。○○○○さんから●●●●への農地の譲渡申請についてです。申請地は、瑞穂地域。高原地区の馬場集落になります。2ページの地図をみてやってください。地図の申請地のそばの道路が、主要地方道出羽仁摩線で。高原駅から川本方面に、約300m行った高海橋の手前にあります。譲渡人の○○さんは80歳代前半です。若い頃に都庁を辞めまして、現在は大阪吹田市にお住まいです。不動産を相続されましてから、ですが。当町に帰る気持ちはなく、当町知らない子供たちに相続させるのも死ぬみないというお考えのようです。既に |

| | |
|---|---|
| | 実家は譲渡されて、他の人が住んでおられます。他の不動産も、随時今までそれぞれ譲渡されておりました。譲渡受人の●●さんは、邑南町の農業実習生で馬場集落にお家を建てられて、農地を借り受け。半農半Ｘ状態であったなど、出荷されておりましたが。最近は、家族の事情で××の方が多くなっている状態です。申請地は、すでに●●さんが家庭菜園他で管理されておりまして。〇〇さんの希望で今回の申請になりました。21 日推進委員の冨永有作さんと、現地確認と●●さん面談をしております。現在の状態と変わりことなく、チェックシートに合わせて問題ないかと思いますが、よろしくご審議ください。以上です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。推進委員の冨永さん。何か付け加えることがありましたらよろしくお願いします。 |
| 推９番 | はい。ありません。 |
| | はい。ありがとうございます。では、ただいま説明がありました、083-13 について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 |
| | ありませんでしょうか。 |
| | （意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようでしたら採決に入りたいと思います。では、083-13 についてご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 |
| | （全員挙手） |
| 議　長 | はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 |
| | では続きまして、083-14 の案件につきまして担当委員の柘植委員さん。ご説明をよろしくお願いします。 |
| １３番 | はい。083-14 です。7 月 14 日。順次私と沖さんで、現場を見に行きました。▲▲さん立会いのもとで、現場を確認しました。申請者の△△さんですが。この度のこの度の都合により、立ち会いができなかった為、電話にて農地所有権上の事実内容を確認しました。申請地は、議案書の地図 3 ページをご覧ください。石見地域、中野地区にあり。地区名で言いますと、中別所になります。農道北線、新平四郎橋を下った位置にあります。申請の内容ですが、譲渡人は、広島県三次市在住の△△△△です。前回と前々回の総会で、家屋の前の畑を転用希望と、田と畑の無償譲渡を申請された方です。△△△△さんが遠方のため耕作が困難であり、現在は近隣の方が耕作されている、水田と畑があります。▲▲さんに無償譲渡するということでした。譲受人の▲▲▲▲さんですけれども、無償譲渡の話は今年の 6 月中旬になったということです。ですから、今年度は近隣の耕作者が耕作されていますが。来年度からは▲▲さんが耕作されると、それを話となっているところです。▲▲さんは、後継者として息子さんもおられ。2 人で農作業に従事していうことから、常時従業員容啓も問題ないと思われます。現状も、1 町以上の水田耕作されています。また、農機具等を整備されており。農業に関する技術経験も豊富であり、集落営農中山間にも参加されています。別紙のチェックシートに照らし合わせましても、問題ないと思います。以上のことから、所有権の移転について特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| 議　長 | はい。ありがとうございました。推進の沖さん。何か付け加えることがありましたらよろしくお願いします。 |
| 推13番 | ありません。審議の方よろしくお願いします。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。では、ご説明がありました。083-14の案件について、ご意見ご質問等のある方の挙手を求めます。<br>ありませんでしょうか。<br>（意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようでしたら、審議に入りたいと思います。083-14の案件につきまして、賛同いただける方の挙手を求めます。<br>（全員挙手） |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当等を認めます。<br>では続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい。農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件です。<br>申請番号084-9。農地の所在は日和××-×。登記地目が畑。面積が12㎡。申請人は□□□□さんです。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成が12㎡。墓地が8.4㎡です。転用理由は、管理のしやすい自宅の隣地に墓地を建立したいです。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上1件です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。では、担当委員の大石さん。聞き取り並びに現地調査の報告をお願いいたします。 |
| 9　番 | それでは、084-9について報告をいたします。7月の12日に和田推進委員さんと□□□□さんに立ち会っていただいて、現地確認をいたしました。下の地図を見ていただきますと、申請地側に＊＊さんとあります。ここがご自宅ですが。その前を県道三次江津線。それから、さらに上の方の道が日貫川本線。そこのその上に日和公民館がある場所でございます。□□さん宅の、今のお墓というのはこの日貫川本線の川越方面に5㎞ぐらい行ったところに、昔住んでおられたご自宅があります。どうも、数十年前の話ですが。そこのご自宅のところにお墓が今でもありまして。そこへ通っていくのをしんどいということで。家の裏に移転したいということを、昨年ご主人亡くなられたんですが。一緒に埋められていたようで、ようやく準備が整ったようで。ここに移転したいとそう申請をされたものです。現地は、畑の一角で。調査士さんが杭を打っておられました。残ったところは野菜が植えられておりまして、整備もされていたというような状況です。お墓ですので隣地の承認を取られていた。取られてるということを話されておられました。それから、チェックシートの立地基準、確実性、周囲の農地への影響等周りも見渡してみましたが。問題ないかなと判断いたしました。よろしくご審議ください。以上です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。推進委員の和田さん。何か付け加えることがありましたら・・・。 |
| 推16番 | ございません。よろしくお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| 議　長 | はい。ありがとうございます。では、084-9 の審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方の挙手をを求めます。<br>ありませんでしょうか。<br>（意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようでしたら、084-9 につきましてご賛同いただける方の挙手を求めます。<br>（全員挙手） |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。<br>では続きまして、議案第 3 号、農地法 5 条の規定による許可申請について。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | はい。農地法第 5 条の規定による許可について、今月は 3 件です。<br>申請番号 085-6。農地の所在は中野××。登記地目が畑。面積が 626 ㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。転用目的は、個人住宅で。申請理由は、賃貸住宅が手狭になったため、妻の実家に近い当該地に住宅を建築したいです。所要面積は土地造成が 626 ㎡。個人住宅が 99 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域除外を令和 6 年の 8 月 8 日に済ませております。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。<br>続きまして、申請番号 085-7。農地の所在は、伏谷××-×。登記地目が畑。面積が 64 ㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★です。転用目的は農家住宅で。申請理由は、居住用の住宅を建設したいです。所要面積は、土地造成が 64 ㎡。個人の住宅が 39 ㎡です。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので、顛末書が添付されております。<br>続きまして、申請番号 085-8。農地の所在は、下亀谷××-×。登記地目が田。面積が 123 ㎡。無償の所有権移転です。譲渡し人は◎◎◎◎さん。譲受人は⦿⦿⦿⦿さんです。転用目的は農家住宅で。申請理由は、庭及び車両の進入道路です。所要面積は、土地造成が 123 ㎡。進入路が 75 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。こちらも追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上 3 件です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。では 085-6 の案件につきまして、担当委員の柘植委員さん。聞き取り並びに、現地確認の報告をお願いいたします。 |
| １３番 | はい。085-6 ですけれども。7 月 14 日の 17 時から、私と沖さんで、申請人の◇◇◇◇さん立ち会いのもと、現場確認を行いました。申請地は、議案書の地図 8 ページをご覧ください。石見地域中野地区にあり。地区名で言いますと、横見になります。県道皆井田江津線大竹橋から 100ｍ入った位置になります。申請の内容ですが、転用理由として書いてありますように、賃貸住宅が手狭になったため、妻の実家に近い場所に住宅を建築したい。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は |

| | |
|---|---|
| | ◆◆◆◆さんは、大田市の方です。2 人の関係は、◇◇◇◇さんの長女の娘婿になります。農地転用チェックシートに照らし合わせて、問題となる点としては、転用面積が申請に係る事業目的から見て、課題ではないかという点がありました。土地造成 626 ㎡。個人住宅 99 ㎡。住宅建設後の車庫、自動車 2 台分と倉庫を建てたいということでした。転用地を、住宅建築するにはかなりの傾斜があり、相当の埋め立てが必要である。また、一般道から住居への侵入路も傾斜を穏やかにするための距離が必要であるとのことでした。道路との差は 1m以上の高さに埋め立てるとなると思います。この図面とは違い、山手側が広く道路が狭い形状でした。山手側には大きな山はないんですが。過去に土砂崩れがしたことがあり、水の流れがあるので、水路を整備したい。また、建設場所を中ほどに考えているとのことでした。ということで面積の方が必要かなというふうに感じました。生活排水の処理ですけども、一般道にすでに、下水設備があり、繋ぐだけです。その他、チェック項目についてですが。立地基準については、農地地区域外済みです。問題ないと思われます。一般基準について、建設図面も見せていただきました。問題ないと思います。周囲の農地への影響も問題ないと思われます。以上のことから、農地転用について、特に問題ないと思います。ご審議の方よろしくお願いいたします。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。推進委員の沖さん。何か付け加えることがありましたらよろしくお願いします。 |
| 推13番 | ありません。よろしくお願いします。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。では 085-6 について審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方の挙手の上、発言をお願いいたします。<br>ありませんか。<br>（意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようでしたら採決に入りたいと思います。085-6 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。<br>（全員挙手） |
| 議　長 | はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。<br>では、続きまして、085-7 の案件につきまして。担当委員の椿委員さん。現地確認並びに報告をよろしくお願いします。 |
| 4　番 | はい。申請番号 085-7。農地法第 5 条の☆☆☆☆さんの農地の転用と、★★★★さんへの所有権移転の申請についてでございます。申請場所は、瑞穂地域高原地区下伏谷集落にあります。地図を見てやってください。下伏谷集落を通る浜作線から、100ｍぐらいの位置に申請地があります。申請人の☆☆さんは 80 代半ばで。若い頃、当町出られたそうで、現在、岡山県にお住まいです。平成 14 年、お父さんの＠＠さんの不動産を相続されましたが。当地に帰られるお気持ちはなく、町の空き家バンクに登録しようとされましたが。することができず、司法書士会の物件の情報センター、なんかに紹介を依頼され、そこから★★★★さんへの譲渡の話が決まったようです。平成 9 年増築された部分の敷地が、農地のままの状態だったため、今回の申請となりました。顛末書が添付されております。現 |

| | |
|---|---|
| | 地確認と、★★★★さんへの電話確認をいたしました。☆☆さんには電話をしたんですが、連絡が取れませんでした。そして、下伏谷集落の近所の方といろいろお話を聞いて参りました。内容が以上のようなことでございます。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。では推進委員の東さん。何か付け加えることがありましたらよろしくお願いします。 |
| 推８番 | 付け加えることはありません。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。ただいま説明がありました、085-7 について審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いいたします。<br>すみません。ちょっと、いいですか？ |
| 事務局 | はい。 |
| 議　長 | これは会社の持ち物の住宅型ということなんですかね？ |
| ４　番 | になるんで・・・。 |
| 議　長 | 今は、誰が住まれてるんでしょうかね？ |
| ４　番 | 実際、見やしたらね。会社の看板というか、＆＆＆株式会社。￥￥株式会社書いてありましたけれども、まだ表札は＠＠＠＠さんでした。ただ、多分ね。近所の話を聞いたら、ずーっと昔、申請者の人が帰られたときに、もうこれを家は売ったけ。こっちに帰ることはないよって言われたらしいんですけども。それで、ちょっとしたらそういう考えてたんですけどもね。大きな申請いうのは、要は販売手続きが進んでるんだと思うんですけども、その登録ができるための、申請になってるんじゃないかということで、物件の登録は★★★★さんにお話したときの話がそうでございました。 |
| 議　長 | だけ、登録は、ずっとせんまんまに現在まできとるいうこと？ |
| ４　番 | 近所の人の話によるようにたまに、物を運ぶ入れる人はおったけども、定期的に買ってはいるんだけど、それぞれにね。買っているんだけど、登記できなかった状態が・・・。いや、これは住宅だけの話なんですけど、その住宅の一部があああいうふうになって今回の申請になっております。あと、☆☆さんにしてみれば、他にも、××あるみたいですけど。これはまだどうすることもできない状態だけど。住宅だけは、これもね。島根県と、岡山県と千葉県等またがった状態なんでどうなるかって聞いたらね。地方、組織も関わるようなんか紹介なんか違うみたいなんで。物件があることだなと。そういうことで、千葉県の方の人がここの物件を探しちゃったみたいということで。森田さん、あがあな説明でええかいなあ？ |
| 事務局 | はい。ありがとうございます。補足といいますか。私、事務局が聞いておる部分でいうと。概ね、椿委員の答えていただいたようなことで。今、母屋というんですか？地図、この＠＠＠＠さんっていう地図で見るとですねゼンリンの地図で名前が載っているこの部分については、建物。それから土地も宅地になっておりますので、そのまま、この多分不動産業者の★★★★さんの方に売買をされたそうです。これはちょっと何年前か分からないんですけれども、少し前にされたようです。ただですね。これちょっと、どちらがどうか分からないんですが。登記 |

| | |
|---|---|
| | の方はされておられなかったようです。最近までですね。最近になって、★★★★さんか☆☆さんかどちらかがですね。登記をきちんと、土地も建物登記もされようとした際に、この今回の申請に挙がっている部分だけがですね土地が農地のままと、いうことが分かりまして。建物自体は、もう売買契約。個人同士で売買契約をされて★★★★さんの方になっているんですが。農地を★★★★さんがもらうことはできませんので。今回、この５条の転用の申請をしていただいて。この下の部分についても、★★★★さんの登記に名義変更と。それから転用とですね地目変更等を一遍にされるということで今回の申請となっております。はい。 |
| 議　長 | はい。分かりました。では、他ありませんでしょうか。 |
| | （意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。085-7 の案件につきましてご賛同いただける方の挙手をお願います。 |
| | （全員挙手） |
| 議　長 | はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。<br>では続きまして、085-8 の案件につきまして。担当委員の服部委員さん。現地確認並びにご報告をお願いいたします。 |
| ８　番 | お願いします。085-8 についてご説明いたします。えっとですね。今回この◎◎さん。渡人の◎◎さん及び⦿⦿さん。受け人の⦿⦿さん。両名にですね、ちょっと連絡が取れなくて。今回の、申請していらっしゃる＆＆司法書士さんの方の電話連絡にて内容を確認をさせていただきました。場所についてはですね。先ほど、相談員さんと２人で現地確認をして参りました。<br>場所はですね。この申請地の中央にあります。十字道路ですね。これの、北側に瑞穂中学校。亀谷集落の中で、左の下に％％っていうお家があるんですけど。％％さん。この道路をずっと＃＃＃＃に出る場所でございます。＃＃＃＃の交差点の信号ですから。そこへ通じる道でございます。今回申請人の⦿⦿さんはですね。こちらの斜線のところにあります＄＄＄＄さん。という方の娘さんにあられます。ちょっと、性は今変わってらっしゃいますけど。＄＄さん。旧＄＄さんでございます。で、こちらではですね。現在、住んでおられません。週１回か、月１回か２回ぐらい戻って、この⦿⦿さんが戻ってこられてるそうでございます。<br>＄＄さんから多分名義等。買い戻したときですね。◎◎さんの名前のままで、この部分がなっていると。というのはですね。この◎◎さんの家が、約 10 年以上前に建てられたんですけど。当時の農地法の関係上ですね。宅地は、名義を変える事できたんですけど。農地は、農業に、農業してる方以外には売り買いできなかったもんですから。その農業以外に変えることができる。ずっと、今までそのままになっていたそうでございます。<br>今回、農業を変えれるというにあって、申請をされておられます。現状はですね。こちらの方にも、土地造成で進入路というふうに書いてございまして。現状そういうふうな状態になっております。ちょうどこの斜線のとこは、その＄＄さんとこ玄関入口になっておりますので。どうしてもそこを通ったり、そこへ車をとめるという形の場所でございます。なんせ、常に住んでらっしゃらないこともあり |

| | |
|---|---|
| | まして。通り道と車止めるとこ以外はですね。草は刈ってらっしゃるような雰囲気はしてますけど。行ったときには、草ぼうぼうでございました。年に1回ぐらいは草かりされてるかなという感じでございます。顛末書も添付してございますので、特に問題はないかなとは思っております。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。本日、推進委員の迫田さんは欠席ですので、このまま審議に入りたいと思います。085-8につきまして、ご意見ご質問等ある方の挙手をお願いいたします。<br>ありませんでしょうか。<br>（意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようですので採決に入りたいと思います。085-8の案件につきまして、ご賛同いただいている方の挙手を求めます。<br>（全員挙手） |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ということで許可報告を認めます。<br>続きまして、報告第1号。農用地利用集積等促進計画の方について。これ一括契約ですが。1件ありますので、事務局のほう。説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | はい。こちら報告です。中野の今度この葡萄ハウスの一括契約になります。これも、前々回等の案件ではありましたが。町の行っている研修制度にのっとったハウスの建設と、それから農地の貸し借りになりますが。今回、前々回のときにはですね。説明を簡単にさせていただいたんですが。ハウス、研修制度を使う場合はですね。まずは、研修制度を行う期間の間、土地の所有者から一旦農業公社の方が借りて。要は、耕作者が空白の期間があって、その研修制度が終わった後に、この土地をまた、農業公社から耕作者の方に転貸するというような形。いわゆる分割契約というんですけれども。それを用いてやっておりましたが、今回のこれについてはですね。一旦、その同じような手続きで、分割で土地所有者の▽▽さんから公社の方に渡って、そのあと、この耕作者の▼▼さんの方に転貸される予定だったんですが。貸し借りるにあたっての、貸付とかですね。借り受けるにあたっての、その条件のところで、少し双方意見が食い違う。土地所有者と耕作者との間で、意見が食い違いがありまして。一旦、すべて解約をしております。ちょっと解約したのはですね。もう、令和6年の年末ぐらいになるんですけれども。そこから、ちょっと、条件の方折り合いをつけまして、この度、また契約という形になりました。今回については、その研修制度等は絡んでおりませんので、一括契約ということで公社に土地所有者から公社に貸すのと、それから耕作者に転貸するのを一気にやってしまう一括契約という形で、公告の方させていただいて、農業委員会の方に報告がありましたので、この度報告をさせていただきました。以上です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございます。これも、報告事項ですので審議には、採決には入りませんが。ご質問等のある方の意見を受け付けますので、ご意見等ある方は、挙手のうえ発言をお願いいたします。<br>ありませんでしょうか。 |

| | |
|---|---|
| | （意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようですので、次の報告事項に入りたいと思います。報告第２号。公共転用に関する届の受理について。事務局、よろしくお願いします。 |
| 事務局 | はい。失礼します。これもちょっとあまりない報告なんですけれども、これなんですが、公共事業の関係で届けの方を出していただいたものなんですが。ちょっと、地図が見にくくて大変申し訳ないんですけれども。これ、＊＊のごめんなさい。ちょっと、中央のところを少し白いふちどりが太くなっているところなんですが。これが、該当する土地の所在になりまして。＊＊＊＊、井原のですね。その後ろになりまして。届出の受理通知書の方もつけておるんですけれども。新しく建設される、井原公民館コミュニティセンターの事業用地の転用についてです。これについてはですね。受理通知書の一番下、5番のところに参考事項ということで、土地収用法の規定を受けて事業認定を受けて実施される事業になっております。土地収用法に、該当する事業についてはですね。農業委員会の許可を経ずに転用することが可能ですので。可能ですが、町が行う事業ではありますし。面積的にもですね。かなり大きな面積、農地を転用することになりますので。何かしら、農業委員会にも報告を出していただく方がよいということになりまして。他の市町で、使われているようなですね。うちの方にも、たまに出てくるんですけれども。公共事業の転用の届っていうものを出していただいて、それに受理しましたということで、今回この受理通知書を報告事項の方に添付させていただきました。所在と農地の所在の面積については資料の方でお読み取りいただければと思います。転用期間なんですが。7月からということで、もう町内の無線等でも流れておったりしたかと思うんですけれども。工事の方をこれから着工されるということで、聞いておりますのでご承知おきいただければと思います。すいません。もう１つ、これについてなんですけども。ここ全部、土地改良も入っておりまして、いわゆる１種農地に該当します。農業振興地域にも該当する農地ですので。昨年の３月、昨年じゃないすね。令和７年度の３月の総会時に除外の申請の方は出していただいておりまして。これも全部ですね。公共事業ということで、軽微変更という形で、除外の方も４月の６日に完了しておりますので一応報告をさせていただきます。以上です。 |
| 議　長 | はい。ありがとうございました。では、今、事務局から説明がありましたが。委員さんの方でご質問等ありましたら、よろしくお願いします。<br>これはかなり大きな事業ですんで、この周りの方なんですけど。確認とか、承認とかいうのは、いや、もちろん取られてることでしょうか？ |
| 事務局 | はい。周りの方の同意等も、耕作される方の同意等もとっておりますし。この周辺は個人の方と、あとは法人さんが一応管理をされているということで。その辺りには、町の方から説明の方は地域にはさせてもらってるというふうに聞いております。 |
| 議　長 | はい。わかりました。他、ありませんでしょうか？ |
| | （意見質問なし） |
| 議　長 | はい。ないようですので、次の報告第３号。農地法第３条の３の規定による相 |

| | |
|---|---|
| 議　長 | 続等の届出について。これは、議案書の一覧を皆さん見ていただきまして。ご質問等ありましたら、よろしくお願いします。<br>　ありませんでしょうか。<br>（意見質問なし）<br>　はい。ないようですので、報告の第3号はこれにて終了いたします。<br>　これで本日の議題の方は、これで終了させていただきます。<br>　続きまして、本日最初に説明すれば良かっんですけど。今日、農地パトロールの説明会がありますので、ちょっと休憩を取らずにこのまま進めたいと思います。<br><br>４番の、その他<br><br>（その他）<br>（1）事務連絡<br>（2）その他<br><br>次回の総会は、８月21日（金）13：30からでお願いします。 |

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印